

一般社団法人日本医学教育評価機構定款施行細則第 3 号理事会運営規則

(目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下「本法人」という。）定款第 34 条に基づき、理事会に関する組織・運営等について定め、理事会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第 2 条 理事会は社員総会において、選任されたすべての理事をもって構成する。

(開催)

第 3 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は、原則として年 2 回、5 月と 11 月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から、理事会の目的である事項をもって、理事会開催の請求のあるとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合、その請求をした理事が招集したとき

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに監事が理事長に対して理事会の開催を請求した場合、若しくは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 3 項により監事が招集したとき

(招集)

第 4 条 理事会は前条第 3 項第 3 号及び第 4 号後段の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事会は理事及び監事の全員の同意がある場合は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 5 条 理事会の議長は、理事長が行う。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選によって決める。

(定足数)

第6条 理事会は議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催できない。

(関係者の出席)

第7条 理事会の決議により、議事に関係する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(決議の方法)

第8条 理事会の決議は、法令、定款又は本規則に定めがある場合を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係をもつ理事は議決に加わることができない。

(権限)

第9条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 正会員並びに賛助会員の入会許諾
- (2) 本法人の事業計画書及び収支予算書の承認
- (3) 本法人の事業報告及び決算書の承認
- (4) 理事候補者の選出(役員規則第2条)
- (5) 監事候補者の選出(役員規則第5条)
- (6) 理事会運営規則の改定
- (7) 運営基本規則の改定
- (8) 評価事業基本規則の改定
- (9) 運営部会長の選任
- (10) 総合評価部会長の選任
- (11) 各委員会委員長及び委員の選任
- (12) 諸規則・規程の制定・改廃
- (13) 適合判定を受けた大学の「認定」の取消し
- (14) 評価手数料の決定
- (15) 本法人の業務執行の決定
- (16) 理事の職務執行の監督
- (17) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (18) 常勤理事の選考

(議事録)

第10条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を書面又は、電磁的記録をもって作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事会に出席した理事の氏名
- (3) 議長の氏名
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) その他法令に定められた事項

2 理事会の議事録には出席した理事長及び監事が、記名押印又は署名する。

(規則の改定)

第11条 この規則は、理事会の決議によって変更できる。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。